下水処理場水質及び汚泥分析結果

1　　東部下水処理場　　採取日：令和６年９月６日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	76.9	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	11	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	1.1	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.78	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	23	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	3.8	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	83	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	47	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	20	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

2　　香東川浄化センター　　採取日：令和６年９月６日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	71.3	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	18	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	0.48	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.75	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	13	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	2	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	37	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	15	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	25	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

3　　牟礼浄化苑　　採取日：令和６年９月６日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出（0.0005未満）	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	79.9	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	5未満	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	1.1	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.54	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	12	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	3.6	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	100	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	54	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	18	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

4　　庵治浄化センター　　採取日：令和６年９月６日

溶出試験は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
アルキル水銀化合物	不検出	mg/L	環境庁告示第59号付表3
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表2
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L	JIS K0102 55.4
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 54.4
有機燐化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第64号付表1
六価クロム化合物	0.1未満	mg/L	環境庁告示第13号別表第1
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 61.4
シアン化合物	0.1未満	mg/L	JIS K0102 38.5
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.0005未満	mg/L	環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	0.02未満	mg/L	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	0.004未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	0.1未満	mg/L	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.3未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006未満	mg/L	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	0.002未満	mg/L	JIS K0125 5.1
チウラム	0.006未満	mg/L	環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.003未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	0.02未満	mg/L	環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	0.01未満	mg/L	JIS K0125 5.1
セレン又はその化合物	0.03未満	mg/L	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	環境庁告示第59号付表8
含水率	83.1	%	環境庁告示第13号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	5未満	mg/L	環境庁告示第64号付表4

検液の作成は「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）に従う。

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
カドミウム及びその化合物	0.70	mg/kg	JIS K0102 55.4
シアン化合物	0.39	mg/kg	JIS K0102 38.3
鉛及びその化合物	11	mg/kg	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	5未満	mg/kg	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	3.8	mg/kg	JIS K0102 61.4
水銀及びその化合物	0.05未満	mg/kg	環境庁告示第59号付表2
セレン及びその化合物	0.5未満	mg/kg	JIS K0102 67.4
ふっ素及びその化合物	180	mg/kg	JIS K0102 34.4
ほう素及びその化合物	89	mg/kg	JIS K0102 47.4
ニッケル	20	mg/kg	肥料等試験方法(2023)5.4. c 準拠

ダイオキシン類濃度測定分析結果（脱水ケーキ）

1　　香東川浄化センター　　採取日：令和６年１０月２９日

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
Total ダイオキシン類　実測濃度	0.91	ng/g	厚生省告示第192号(平成4年7月3日)
Total ダイオキシン類　毒性当量	0.0023	ng-TEQ/g	最終改正：環境省告示第46号(平成31年3月20日)

2　　東部下水処理場　　採取日：令和６年１０月２９日

検査の対象	検査結果	単位	検査方法
Total ダイオキシン類　実測濃度	3.1	ng/g	厚生省告示第192号(平成4年7月3日)
Total ダイオキシン類　毒性当量	0.0036	ng-TEQ/g	最終改正：環境省告示第46号(平成31年3月20日)

※分析については、計量証明事業登録業者に委託した結果です。

東部下水処理場脱水汚泥成分分析結果

東部下水処理場の脱水汚泥性状（肥効成分、重金属）※乾物換算値

施設名	汚泥の種類区分	採取時期（R6 年度）	乾物換算値								
			窒素全量（TN）（N）	りん酸全量（TP）（P2O5）	加里全量（TK）（K2O）	ひ素（As）（As）	カドミウム（Cd）（Cd）	ニッケル（Ni）（Ni）	クロム（Cr）（Cr）	水銀（Hg）（Hg）	鉛（Pb）（Pb）
			-	-	-	0.005%〔許容最大量〕	0.0005%〔許容最大量〕	0.03%〔許容最大量〕	0.05%〔許容最大量〕	0.0002%〔許容最大量〕	0.01%〔許容最大量〕
						50 mg/kg	5 mg/kg	300 mg/kg	500 mg/kg	2 mg/kg	100 mg/kg
東部下水処理場	脱水汚泥	夏シーズン	6.80	7.56	0.30	0.0008	0.00014	0.0024	0.0038	0.000050	0.0032
			68.0 g/kg	75.6 g/kg	3.0 g/kg	8 mg/kg	1.4 mg/kg	24 mg/kg	38 mg/kg	0.50 mg/kg	32 mg/kg
		秋シーズン	6.92	6.68	0.24	0.0003	0.00013	0.0022	0.0036	0.000023	0.0026
			69.2 g/kg	66.8 g/kg	2.4 g/kg	3 mg/kg	1.3 mg/kg	22 mg/kg	36 mg/kg	0.23 mg/kg	26 mg/kg
		冬シーズン	6.57	7.45	0.24	0.0004	0.00013	0.0021	0.0038	0.000021	0.0024
			65.7 g/kg	74.5 g/kg	2.4 g/kg	4 mg/kg	1.3 mg/kg	21 mg/kg	38 mg/kg	0.21 mg/kg	24 mg/kg

※「下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業（重金属・肥料成分等の分析支援）」の分析結果より引用

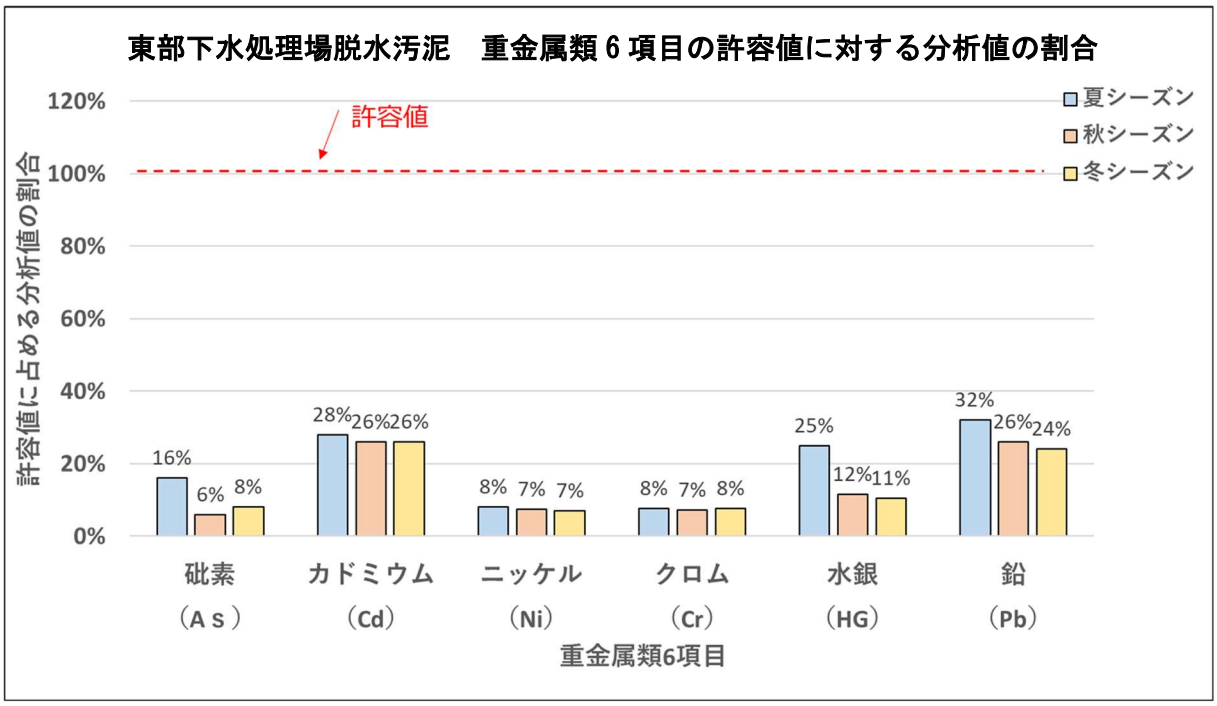

※「下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業（重金属・肥料成分等の分析支援）」の分析結果より引用

東部下水処理場脱水汚泥　重金属類６項目の許容値に対する分析値の割合

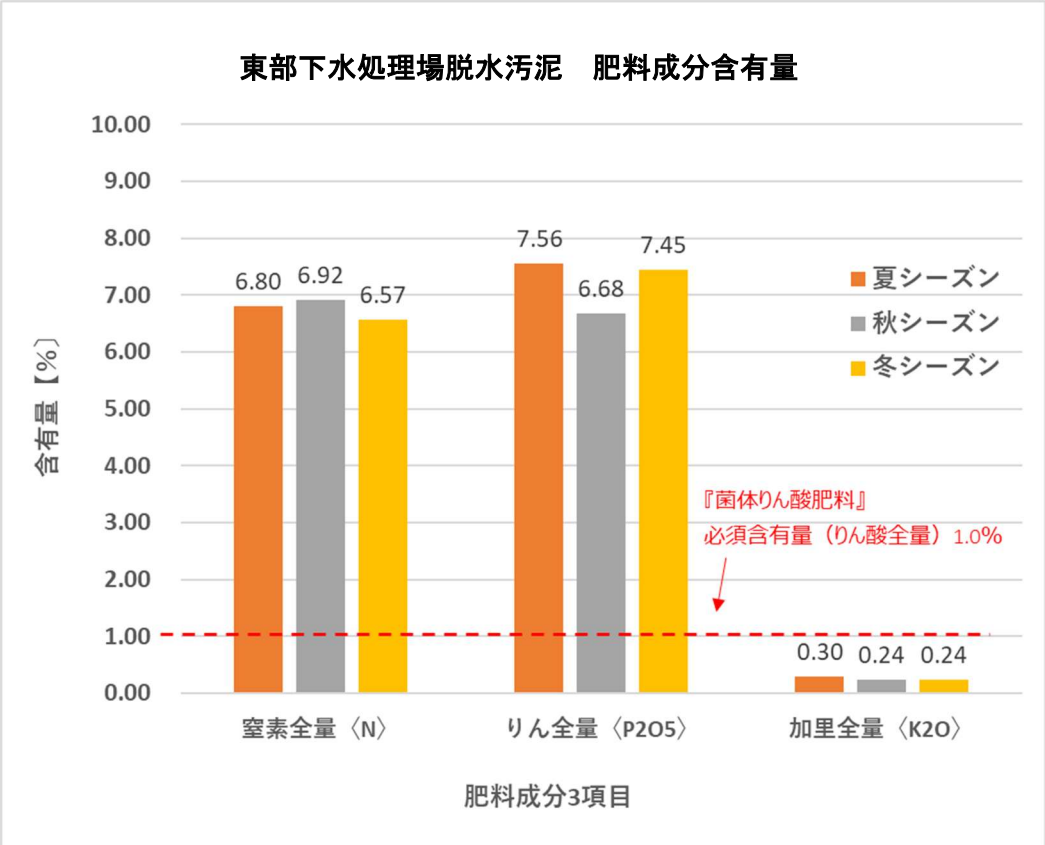

※「下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業（重金属・肥料成分等の分析支援）」の分析結果より引用

東部下水処理場脱水汚泥　肥料成分含有量